

議案第 89 号

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 5 月 31 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する  
条例

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年川崎市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第 14 章 児童家庭支援センター（第 102 条～第 104 条）」

を

「第 14 章 児童家庭支援センター（第 102 条～第 104 条）」

第 15 章 雑則（第 105 条）

に改める。

第 79 条第 4 項ただし書中「40 人以下の児童を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員」を「第 1 項各号に掲げる施設及び場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員」に改める。

本則に次の 1 章を加える。

## 第15章 雑則

### (電磁的記録)

第105条 児童福祉施設の設置者及び職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

### 附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

### 参考資料

### 制 定 要 旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおいて医療機関等との連携により看護職員を訪問させ、当該看護職員が医療的ケアを行う場合等には看護職員を置かないことができることとし、及び児童福祉施設の設置者及び職員が書面で記録、作成等を行うことが規定されている、又は想定されるものについては、書面に代えて、電磁的記録により行うことができることとするため、この条例を制定するものである。